

令和2年度全国高等学校総合体育大会ハンドボール競技大会 協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、令和2年度全国高等学校総合体育大会ハンドボール競技大会（以下「大会」という。）における協賛の申し出のあった際の取り扱いに関して必要な事項を定める。

2 実施主体

岩手県高等学校体育連盟ハンドボール専門部（以下、「高体連」という。）、岩手県ハンドボール協会、令和2年度全国高等学校総合体育大会花巻市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）及び盛岡市

3 適用範囲

本要項に定める内容を適用する範囲は、令和2年度全国高等学校総合体育大会ハンドボール競技大会にのみ協賛する企業（ローカルスポンサー）とする。

4 協賛の内容

協賛の内容は金銭協賛のみとする。協賛者に対しては、その金額に応じた広告掲載の権利を与えるものとする。なお、協賛金については、大会の運営に係る経費に充てるものとする。

5 協賛広告の種類及び基準

協賛者の広告種類及び基準は以下のとおりとする。

	基準額	広告種類
1	200万円以上	・ 自立式広告横看板 H 920mm×W 3,040mm (準決勝及び決勝戦の計3試合のみ掲示) ・ 大会名看板社名掲載 ・ 大会プログラム表紙社名掲載 ・ 大会プログラム内広告掲載 A4 1ページ カラー
2	100万円以上	・ 大会名看板社名掲載 ・ 大会プログラム表紙社名掲載 ・ 大会プログラム内広告掲載 A4 1ページ カラー
3	50万円以上	・ 大会プログラム表紙社名掲載 ・ 大会プログラム内広告掲載 A4 1ページ カラー
4	20万円以上	・ 大会プログラム内広告掲載 A4 1ページ カラー
5	10万円以上	・ 大会プログラム内広告掲載 A4 1ページ モノクロ
6	5万円以上	・ 大会プログラム内広告掲載 A4 1/2ページ モノクロ
7	3万円以上	・ 大会プログラム内広告掲載 A4 1/4ページ モノクロ
8	2万円以上	・ 大会プログラム内広告掲載 A4 1/8ページ モノクロ

6 協賛にあたっての条件

- (1) 協賛にあたっては、令和2年度全国高等学校総合体育大会ナショナルスポンサーが取り扱うカテゴリーと競合しないこと。(ナショナルスポンサーについては、別添「令和2年度全国高等学校総合体育大会ナショナルスポンサー一覧表」のとおり)
- (2) 法令等に違反するもの、公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるもの及び政治活動や宗教活動等に関するもののほか、高体連及び実行委員会において適切でないと認められるものについては協賛として取り扱わないものとする。
- (3) その他、協賛にあたっての指摘事項等については、高体連及び実行委員会の指示に従うこと。

7 協賛の申込方法

- (1) 協賛の申し込みは、実行委員会において受け入れるものとする。申し込みにあたっては、協賛申込書(様式第1号)により行うものとする。
- (2) 申込内容を審査し、適切と認められた場合には、協賛広告決定通知書(様式第2号)を協賛者に交付する。

8 協賛の受け入れ期間

協賛の受け入れ期間は、令和2年4月1日(水)～令和2年5月29日(金)までとする。

9 協賛金の納付

協賛広告決定通知書を交付された協賛者は、指定された期日までに一括納付するものとする。なお、納付方法については原則口座振込とする。

10 広告主の責務

広告主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
- (4) 広告掲載された広告に関し、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、広告主の責任及び負担により解決するものとする。
- (5) 広告主は、広告の表示内容等について法令等の規制がある場合は、該当法令等を遵守しなければならない。

11 広告掲載の取り下げ

- (1) 広告主が自己の都合により広告の掲載の取り下げを求める場合は、令和2年度全国高等学校総合体育大会ハンドボール競技大会協賛広告取下げ申請書(様式第3号)を実行委員会に提出するものとする。
- (2) 高体連及び実行委員会は申請書を受理後、内容を確認し、適切と認められた場合は令和2年度全国高等学校総合体育大会ハンドボール競技大会協賛広告取下げ承諾書(様式第4

号)を申請者に交付する。ただし、すでに納付された協賛金については、これを返還しないものとする。

12 広告掲載の取り消し

次のいずれかに該当する事案が発生した場合は、令和2年度全国高等学校総合体育大会ハンドボール競技大会協賛広告取消通知書(様式第5号)により広告掲載を取り消すものとする。

(1) 指定する期日までに協賛金の振込を行わなかった場合

(2) 指定する期日までに広告物の原稿を提出しなかった場合

なお、(2)の理由により広告掲載を取り消された場合、すでに納付された協賛金については、これを返還しないものとする。

13 その他

協賛の申し込み及び広告掲載にあたっての必要な事項は別途実施概要に従うこと。また、本要項に定めるもののほか、必要に応じて協議の上決定するものとする。

○令和2年度全国高等学校総合体育大会ナショナルスポンサー一覧表

No.	スポンサー名	区分	カテゴリー
1	大塚製薬株式会社	特別協賛	清涼飲料、固形栄養補助食品、サプリメント
2	株式会社JTB	協賛	選手・監督、役員及び補助員の宿泊、弁当
3	株式会社マイナビ	協賛	就職情報の提供サービス業務、求人・採用活動に関する情報提供サービスおよびコンサルティング業務、進学情報提供サービス業務、ブライダル情報提供サービス業務、有料職業紹介事業情報提供サービス業務、労働者派遣事業情報提供サービス業務、世界遺産検定試験・検定事業にかかわる情報提供サービス業務
4	KDDI株式会社	協賛	電気通信事業
5	菅公学生服株式会社	協賛	制服、体操服
6	株式会社P&P浜松	協賛	「総合開会式」「競技写真」「集合写真」の撮影・販売
7	学校法人片柳学園	協賛	大学・専門学校 ※ただし、ローカルスポンサーセールスは可。

※上記一覧は、令和2年4月13日現在のもの。変更になる可能性あり。